

平成20年度 決算報告

一般会計

70億6,614万円の使い道

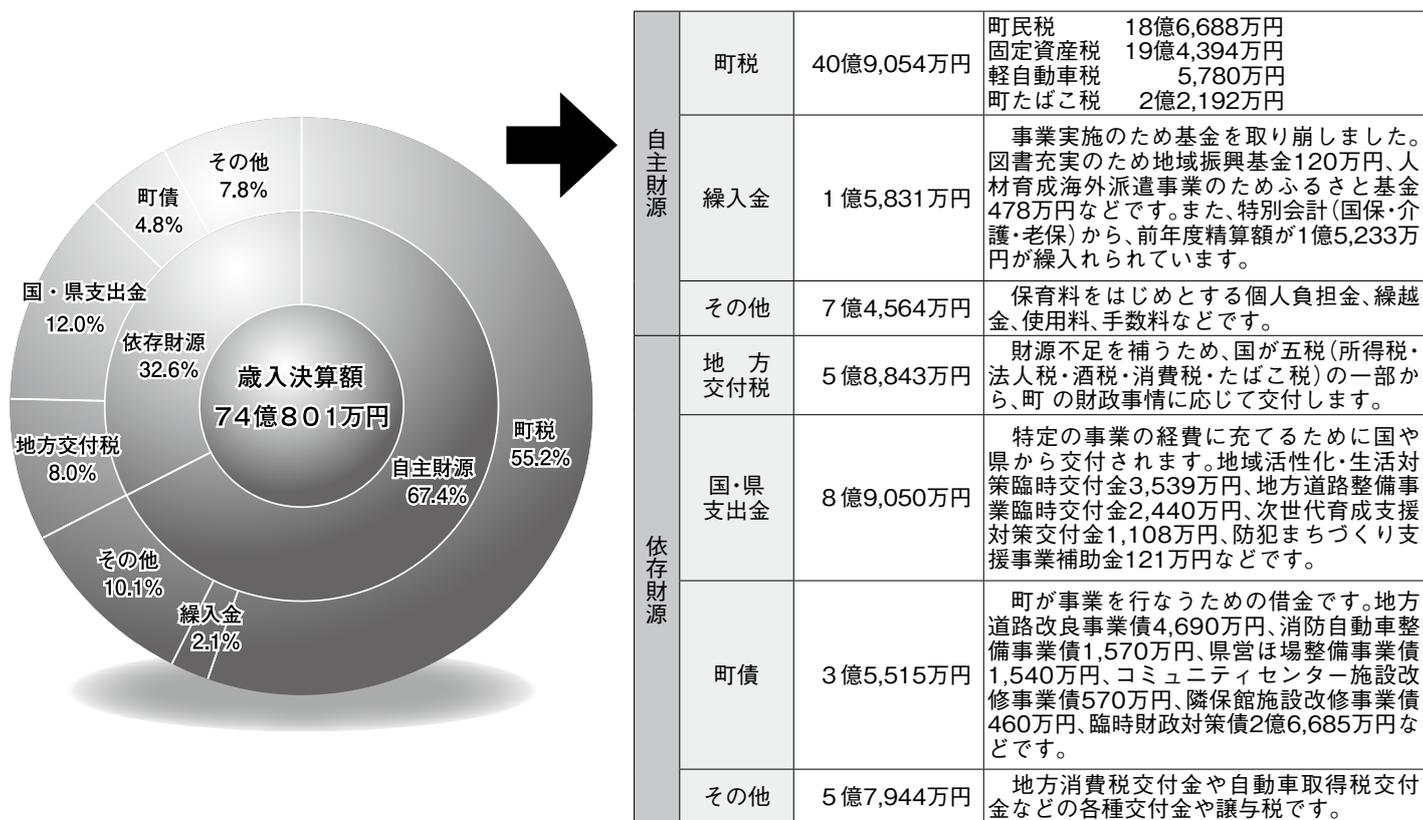
- 町民1人あたりが納めた税金
13万2,775円
- 町民1人あたりに使われたお金
22万9,360円

町民の皆さまに納めていただいた税金や国・県からの支出金、地方交付税などの収入がどれくらいあって、それらをどのように使ったのかについてお知らせします！

歳入

●歳入の特徴

歳入決算額は前年度(77億3,575万円)に比べ4.2%の減となっています。これは、年度半ば以降から日本経済が米国発の金融危機の影響を受け景気が後退していく中で、町民税が落ち込んだことによるもので、特に法人税割が16.0%の減となったことや、地方譲与税、各種交付金の金融・経済関係のものが減額となり、前年度比で約14.5%落ち込んだことなどが原因としてあげられます。一方、大型量販店の進出が続く中で、固定資産税はここ数年好調で今年度も1億2,398万円の増(対前年度比6.8%増)となっていますが、減額要因を上回るまでは及びませんでした。



財源区分	項目	金額	説明
自主財源	町税	40億9,054万円	町民税 18億6,688万円 固定資産税 19億4,394万円 軽自動車税 5,780万円 町たばこ税 2億2,192万円
	繰入金	1億5,831万円	事業実施のため基金を取り崩しました。図書充実のため地域振興基金120万円、人材育成海外派遣事業のためふるさと基金478万円などです。また、特別会計(国保・介護・老保)から、前年度精算額が1億5,233万円が繰入れられています。
	その他	7億4,564万円	保育料をはじめとする個人負担金、繰越金、使用料、手数料などです。
依存財源	地方交付税	5億8,843万円	財源不足を補うため、国が五税(所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税)の一部から、町の財政事情に応じて交付します。
	国・県支出金	8億9,050万円	特定の事業の経費に充てるために国や県から交付されます。地域活性化・生活対策臨時交付金3,539万円、地方道路整備事業臨時交付金2,440万円、次世代育成支援対策交付金1,108万円、防犯まちづくり支援事業補助金121万円などです。
	町債	3億5,515万円	町が事業を行なうための借金です。地方道路改良事業債4,690万円、消防自動車整備事業債1,570万円、県営ほ場整備事業債1,540万円、コミュニティセンター施設改修事業債570万円、隣保館施設改修事業債460万円、臨時財政対策債2億6,685万円などです。
	その他	5億7,944万円	地方消費税交付金や自動車取得税交付金などの各種交付金や譲与税です。

平成20年度上里町会計別決算表

(単位:円)

会 計 名	歳入決算額	歳出決算額	
一 般 会 計	7,408,007,461	7,066,133,833	
特 別 会 計	国民健康保険	3,001,469,629	2,936,995,970
	介護保険	1,211,953,563	1,177,014,816
	後期高齢者医療	185,229,627	172,294,423
	老人保健	186,819,710	185,864,569
	神保原駅南土地区画整理事業	73,144,708	71,776,920
	公共下水道事業	606,864,199	604,877,554
	農業集落排水事業	17,626,469	16,835,653

平成20年度上里町水道事業決算

(単位:円)

区分	歳入決算額	歳出決算額
収益的収入及び支出	555,747,878	538,511,124
資本的収入及び支出	23,050,411	289,885,191

町の借入金

(平成20年度末起債借入残高 単位:千円)

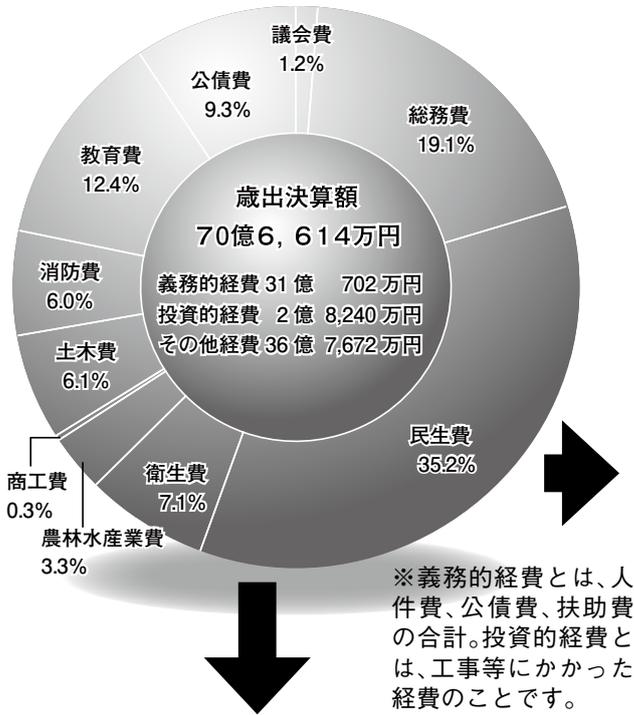
起 債 名	借 入 額
総 務 債	718,737
民 生 債	334,882
農 林 水 産 業 債	164,914
土 木 債	1,137,325
公 営 住 宅 債	347,214
消 防 債	73,987
教 育 債	248,673
住 宅 資 金	13,788
そ の 他	3,261,394
合 計	6,300,914

歳出

●歳出の特徴

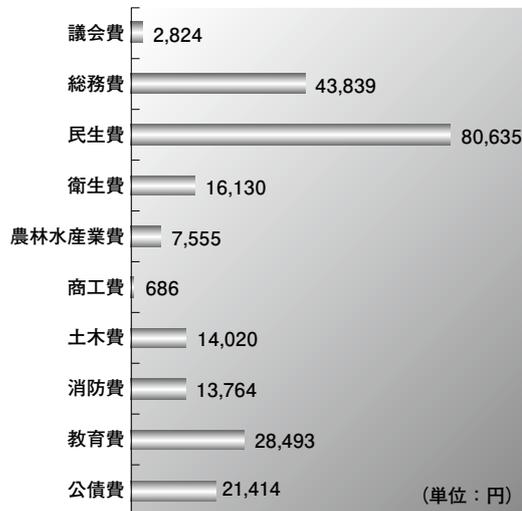
歳出決算額も前年度(73億1,606万円)に比べ3.4%の減となっています。昨年に比べ支出が圧縮されたようにも見えますが、農林水産業費や土木費など単発的な補助対象建設事業関係の歳出が減額になったことが理由で、依然として行政需要は増大していく傾向にあります。特に、福祉・医療・介護分野の予算項目である民生費は対前年度費5.5%の増となっています。中でも顕著なのは国民健康保険特別会計繰出金で前年度(3億2,293万円)に比べ18.9%の増となっています。また、建設事業等の主なものとして、事業

4カ年目の古新田四ッ谷線整備事業の継続、コミュニティセンター屋根防水工事、隣保館トイレ改修工事、老人福祉センター冷暖房設備改修工事、第一分団消防自動車購入費などがあげられます。



議会費	8,699万円	議員の報酬、委員会の運営費など、議会活動に要する経費です。
総務費	13億5,058万円	庁舎、財産の管理、戸籍、統計調査、徴税、選挙、職員管理などに要する経費です。(例：庁舎管理事業、戸籍住民基本台帳事業、情報ネットワーク事業)
民生費	24億8,421万円	社会福祉施設や保育園の運営費、児童手当、心身障害者手当や介護保険の実施等に要する経費です。(例：老人福祉事業、重度医療費支給事業、乳幼児医療費助成事業、児童手当支給事業、保育所運営費委託事業、次世代育成支援事業、男女共同参画事業)
衛生費	4億9,693万円	町民が健康に衛生的な生活を送れるようにする経費です。(例：予防接種委託料、基本検診、妊婦一般健康診査等委託料、がん検診委託料、ダイオキシン類濃度調査委託料、ごみ収集等委託料)
農林水産業費	2億3,275万円	農林水産業の振興を図り、基盤の整備や技術の普及・開発支援を実施する経費です。(例：農業振興事業、畜産振興事業、土地改良区補助金)
商工費	2,115万円	商工業の振興や経営対策の経費です。(例：消費生活専門相談員謝礼、保養施設利用補助金、住宅改修等資金補助金)
土木費	4億3,192万円	道路、河川、住宅、公園などの建設・整備・維持管理等を行なう経費です。(例：道路新設改良費、古新田四ッ谷線整備事業、住宅管理事業、公園管理事業)
消防費	4億2,404万円	火災、風水害等の災害から町民の生命や財産を守るための経費です。(広域消防負担金、消火栓維持管理委託料、ハザードマップ作成業務委託料)
教育費	8億7,782万円	教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育・社会教育等に要する経費です。(例：本庄・上里学校給食組合負担金、小学校・中学校の教育振興事業等、外国人講師委託料、社会教育推進事業、人権教育推進事業、図書館運営事業、公民館運営事業、スポーツ振興事業)
公債費	6億5,975万円	町が借り入れた地方債(借金)を返済するための経費です。

町民1人あたりに使われたお金(目的別)



※平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口30,808人で計算

まとめ

歳出の節約は大切ですが、時代に対応して積極的に展開すべき事業の予算配分が大きくなっていくことは必要なことです。当該年度は消防自動車、ハザードマップ、各小学校AED設置など安全・安心なまちづくりの構築に努めました。なお、経費節減・行政機能の効率化については、「新行財政改革推進プラン」に基づき継続をしました。歳入はなんとといっても全体の55.2%を占める町税の持ち直しが待たれます。このために景気の回復は不可欠で、繰越事業で実施されている定額給付金給付事業、子育て応援特別手当支給事業、プレミアム付商品券発行事業などが予算措置されました。

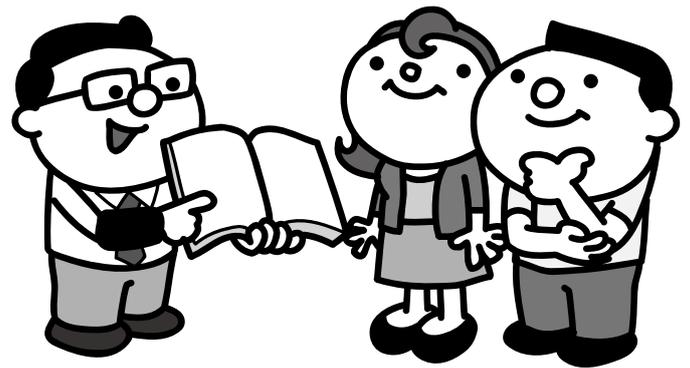
歳入から歳出を差引いた額は、3億4,187万円の黒字で翌年度に繰り越されます。内容的にみて、昨年度同様、財政調整基金の取崩しはなく、積立額が減ってはいますが、おおむね妥当な財政運営といえます。また、財政健全化法に定める財政健全化判断比率についても、すべての指標で財政悪化の基準を下回っており健全であることがわかります。(P4参照)



財政健全化法に定める 上里町の平成20年度 財政健全化判断比率について

自治体財政運営の基本法ともいえる「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が平成19年6月に制定されました。これは、自治体の財政破たんを未然に防ぐため、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。特別会計や第3セクターなど、町の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標と、公営企業ごとの資金の不足額が事業規模に対してどの程度あるのかを示す「資金不足比率」の指標を用いて健全度を判断するもので、それぞれの指標が早期健全化基準や財政再生基準を超えると財政悪化の度合いに応じて解消するための財政健全化計画の策定が義務付けられ、その計画に基づいて財政の健全化を図るものです。

平成20年度の上里町の指標は下記のとおりです。各指標とも昨年同様に基準以下か黒字で資金不足も無く、すべての基準で下回っており健全な財政であることを示しています。今後も当該指標による財政分析等により健全な財政を保ちながら、予算の効率的な運営に努め、町民の皆さまの行政需要に応じていきます。



◆財政健全化法で定める指標(3条第1項)

(単位:%)

	指標名	内容	平成20年度町の指標	早期健全化基準	財政再生基準
①	実赤字比率	標準財政規模に対する「一般会計等」の実質赤字の割合	なし	14.68	20.00
②	連結実赤字比率	標準財政規模に対する「全会計」の実質赤字額の割合	なし	19.68	40.00
③	実公債費比率	標準財政規模に対する「一般会計等」の元利償還金及び準元利償還金の割合(3か年平均)	11.1	25.00	35.00
④	将来負担比率	標準財政規模に対する「一般会計等」が将来負担すべき実質的な負債の割合	86.3	350.0	—

※標準財政規模とは、地方税や普通交付税など通常経常的に収入されると思われる一般財源で、上里町は平成20年度55億3,705万5千円です。

◆財政健全化法で定める指標(22条第1項)

(単位:%)

	指標名	会計名	平成20年度町の指標	早期健全化基準	財政再生基準
⑤	公営企業における資金不足比率	水道事業会計	なし	20.00	—
		公共下水道事業特別会計	なし	20.00	—
		農業集落排水事業特別会計	なし	20.00	—



保育所は、その児童の保護者が就労・疾病などにより、その児童の保育ができず、かつ同居者がその児童の保育をすることができない場合、保護者に代わって日々保育する児童福祉施設です。

そのため、保育所は小学校入学前の幼児教育のため、あるいは集団生活に慣れさせるためということのみの理由では入所の対象になりません。あくまでも家庭で保育できない(保育に欠ける)児童が対象になります。

申込の手続きは？

申込用紙は10月1日(木)から福祉こども課こども青少年係又は各町内保育所に用意します。必要事項を記入のうえ、申込期間中に提出してください。また、受付当日は聞き取り調査を行ないますので、児童や家庭に詳しい方が来庁してください。

申込時に必要なものは？

- ① 保育所入所申込書
- ② 家庭状況申立書
- ③ 保育に欠けることの証明書(就労証明書・内職証明書・営業証明書等・その他家庭状況に応じて)
- ④ 印鑑

入所の決定は？

保育に欠ける程度の高い児童を優先に選考し、入所可能児童の保護者に、2月中旬に決定通知を郵送します。

なお、入所を希望する保育所に余裕がない場合は、申し込んでも入所できない場合があります。その場合は、1月下旬又は2月上旬に連絡しますので、ご了承ください。

保育料の決定は？

保育料は、平成22年4月中旬に決定し通知します。保育料は、基本的に保護者の税額により決定しますので、次の書類を申し込み後に準備し、提出してください。

また、入所できなかった児童で、引き続き入所申込をされる保護者も提出が必要になります。

◆平成21年分の所得税がかかる書類(源泉徴収票・確定申告書の写しのコピー)

◆平成21年度市区町村民税額がわかる書類(課税証明書等)
※平成21年1月2日以降に上里町に転入した方のみ必要

平成21年度途中入所の申込受付について

平成21年度途中入所(12月～22年3月)を希望する方についても、申込児童をあらかじめ把握するため、この受付期間中に申込をお願いします。詳細については、お問い合わせください。

問合せ：福祉こども課こども青少年係 ☎35-1236(直)

子育て応援特別手当(平成21年度版)が支給されます

国では幼児教育期の負担に配慮する観点から、子育て応援特別手当を支給します。
この手当は、昨年度より実施されている子育て応援特別手当とは別に支給されます。

支給対象 小学校就学前3年に該当する全ての児童

(平成15年4月2日～18年4月1日生まれ)

支給額 児童一人あたり36,000円(予定)

申請者 支給対象となる児童と同居する世帯主

申請時期 12月受付開始(予定)

町より該当世帯主へ申請書を郵送

事前申請

配偶者からの暴力(DV)により、上里町への転入手続きができない方で、対象児を養育されている方は、事前の申請により受給者を変更することができます。

- ・ 申請時期 10月1日(木)～30日(金)
- ・ 必要書類

- ① 婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターの証明書
 - ② 保護命令決定書の謄本もしくは正本
- ・ 申請窓口 福祉こども課

※詳細については、決定され次第お知らせします。

問合せ 福祉こども課こども青少年係 ☎35-1236(直)